

相続財産からのご寄付

大隅基礎科学創成財団では、ご遺族の方より、相続財産からのご寄付もお受けしています。ご寄付いただいた相続財産（現金）には、相続税が課税されません。ご寄付を基礎研究の支援に生かすことができます。

当財団が発行する「領収書」を税申告書類に添付して、相続税の申告期限内（相続開始後 10 ヶ月以内）に申告を行って下さい。

<相続財産からのご寄付・相続税申告の流れ>

